

## 住民税 試験問題

### 〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。  
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。  
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 問題文に指示しているものを除き、平成31年4月5日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「I 1～I 4」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点—

問 1 個人住民税に関する以下の点について簡潔に述べなさい。

- ① 個人住民税の所得控除制度の趣旨及び概要（所得税と取扱いが異なる点については重点的に言及すること。）
  - ② 令和元年度の個人住民税について適用される配偶者控除及び配偶者特別控除
  - ③ 調整控除（令和元年度の個人住民税から適用される内容についても言及すること。）
- （注）令和元年度の個人住民税とは、平成 31 年 1 月 1 日を賦課期日とする、平成 30 年中の所得に係る個人住民税をいう。

問 2 平成 31 年 3 月 31 日に退職した者が、同日に支払を受ける退職所得に係る個人住民税所得割の課税関係について、以下の点について述べなさい。

- ① 退職所得に対する分離課税制度の趣旨
- ② 納税義務者及び課税団体
- ③ 特例対象となる退職所得
- ④ 税率、税額計算及び徴収方法

〔第二問〕 — 50 点—

X 県 Y 市に住所を有する甲及びその家族の平成 30 年中の所得等の状況は、下記の【資料】のとおりであり、課税に必要な事項は適切に X 県及び Y 市に申告されている。

甲及びその家族が令和元年度分として X 県へ納付すべき県民税及び Y 市へ納付すべき市民税の額を、計算過程を明らかにしてそれぞれ算出なさい。

また、特別徴収された平成 30 年度分の個人住民税額（平成 30 年の所得に係る税額に限る。）がある場合、その税額を計算過程を明らかにしてそれぞれ算出なさい。

なお、X 県及び Y 市の条例においては、所得割及び均等割とも標準税率を採用しているものとする。また、Y 市の条例では、個人の市民税均等割の非課税に係る基準については地方税法施行令第 47 条の 3 の規定に基づき、基本額を 35 万円、加算額を 21 万円と規定しており、均等割の軽減措置については規定されていない。なお、Y 市は政令市に該当しないものとする。

（注） 令和元年度の個人住民税とは、平成 31 年 1 月 1 日を賦課期日とする、平成 30 年中の所得に係る個人住民税をいう。

【資料】

(1) 甲(昭和 42 年 5 月 30 日生)の所得等の状況

① 給与所得に係る収入金額

・ A 社から支払を受けた給与収入金額 6,480,000 円  
 ・ B 社から支払を受けた給与収入金額 4,570,000 円

② 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

区 分	決 算	決 算 月	収入年月日	株 主 総 会 決議年月日	収入金額
c 株式(非上場)	年 1 回	1 月	H30. 9.22	H30. 8.17	260,000
d 株式(上場)	年 1 回	1 月	H30. 6.12	H30. 5.10	330,000
e 株式(非上場)	年 1 回	3 月	H30.11.18	H30.10.10	80,000

(注 1) 全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

(注 2) d 株式は源泉徴収選択口座内で保管され、この配当は分離課税により申告されている。

なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

③ 支払社会保険料 1,267,300 円

④ 支払生命保険料

・ 一般生命保険料(平成 26 年 7 月 3 日締結) 68,000 円  
 ・ 個人年金保険料(平成 28 年 5 月 11 日締結) 58,000 円

⑤ 支払地震保険料等

・ 旧長期損害保険料(平成 18 年 9 月 10 日締結) 14,000 円  
 ・ 地震保険料 47,000 円

⑥ 医療機関等に支払った金額

・甲の疾病の診察・治療にかかった治療費 48,000 円

(注) 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。

(2) 甲の妻(昭和 45 年 7 月 14 日生)(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)

① 保険の外交による収入

・固定給 1,050,000 円

・歩合給 970,000 円

・歩合給に係る必要経費 330,000 円

② 雑所得に係る収入金額等の明細

・作曲の報酬 350,000 円

・必要経費 76,000 円

③ 支払社会保険料

327,000 円

④ 支払生命保険料

・一般生命保険料(平成 22 年 5 月 10 日締結) 38,000 円

(3) 甲の長男(平成 2 年 9 月 28 日生)

① 給与所得に係る収入金額

・F社から支払を受けた給与収入金額 5,760,000 円

② 一時所得に係る収入金額

630,000 円

(注) 一時所得に係る収入金額を得るために支出した金額は生じなかったものとする。

③ 支払社会保険料

433,500 円

④ 支払生命保険料

・一般生命保険料(平成 28 年 11 月 22 日締結) 30,000 円

⑤ 医療機関等に支払った金額

・甲の長男の疾病の診察・治療にかかった医療費 168,000 円

(注) 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。

⑥ 4 歳の男児を扶養している。

⑦ 妻とは平成 30 年 6 月に死別し、再婚していない。

(注) なお、妻は専業主婦であり一切の収入はなかった。

(4) 甲の長女(平成 6 年 10 月 18 日生)

① 身体障害者手帳を有しており、障害の程度は 1 級とされている。

② 特別障害者手当の受給金額

1,450,000 円

③ 甲の長女を名義人とする定期預金の利子 元本 3,480,000 円

6,960 円

(支払日 平成 30 年 4 月 17 日、支払者の所在地 X 県)

(元本預け入れの際に、非課税貯蓄申告書を金融機関の営業所を經由して税務署長及び金融機関の営業所に提出している。)

④ 雑所得に係る収入金額等の明細

- ・ さし絵の報酬に係る収入金額 635,200 円
- ・ 必要経費 113,000 円

(5) 甲の母(昭和 17 年 6 月 25 日生)

- ① 老齢厚生年金の収入金額 2,380,000 円

② 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区 分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
h 土地	H23.4. 5	H30. 9.17	23,000,000	15,000,000	200,000	個人
i 土地	H28.8. 8	H30. 8. 6	58,000,000	34,000,000	500,000	X 県
j 土地	H19.1.13	H30.11. 1	40,000,000	27,000,000	1,000,000	個人
骨董品	H24.1.13	H30. 4. 8	45,000	150,000	0	個人
特許権	H27.3.12	H30. 5. 7	1,100,000	200,000	150,000	個人

(注 1) 甲の母の確定申告書において、i 土地は X 県住宅供給公社の行う住宅建設のために譲渡されたことが証明されており、また当該確定申告書の「特例適用条文」の欄には「租特法 34 の 2」と記載されている。

(注 2) 特許権については、甲の母自身の研究の成果によるものである。

(注 3) 全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の母によって証明されている。

- ③ 支払社会保険料 960,000 円

- ④ 夫とは平成 30 年 6 月に死別し、再婚していない。